

オフィス・ソメヤ通信

2026 年 10 月号 No.172

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7
第 3 瑞穂ビル 209 号室
e-mail info@office-someya.jp

令和 8 年度の地域別最低賃金の正式決定！

令和 8 年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、すべての都道府県から正式決定の公示がありました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

- ・ 47 都道府県で、54 円～65 円の引上げ
(引上げ額が 65 円は 1 県、64 円は 1 県、63 円は 2 県、62 円は 2 県、61 円は 4 県、60 円は 4 県、59 円は 5 県、58 円は 4 府県、57 円は 7 県、56 円は 11 道県、55 円は 3 県、54 円は 3 都府県)
- ・ **改定額の全国加重平均額は 1,177 円** (昨年度 1,121 円)
- ・ 全国加重平均額 56 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で 2 番目の高さ
- ・ 最高額 (1,280 円) に対する最低額 (1,085 円) の比率は 84.8% (昨年度は 83.4%。なお、この比率は 12 年連続の改善)

◆令和 8 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	答申された改定額	発効年月日
茨 城	1,136 円 (+62 円)	令和 8 年 10 月 18 日
栃 木	1,125 円 (+57 円)	令和 8 年 10 月 1 日
群 馬	1,120 円 (+57 円)	令和 8 年 10 月 3 日
埼 玉	1,196 円 (+55 円)	令和 8 年 10 月 1 日
千 葉	1,195 円 (+55 円)	令和 8 年 10 月 1 日
東 京	1,280 円 (+54 円)	令和 8 年 10 月 1 日
神奈川	1,279 円 (+54 円)	令和 8 年 10 月 1 日
全国加重平均	1,177 円 (+56 円)	—

※使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。改定後の地域別最低賃金の額を必ず確認するようにしましょう。

【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75950.html

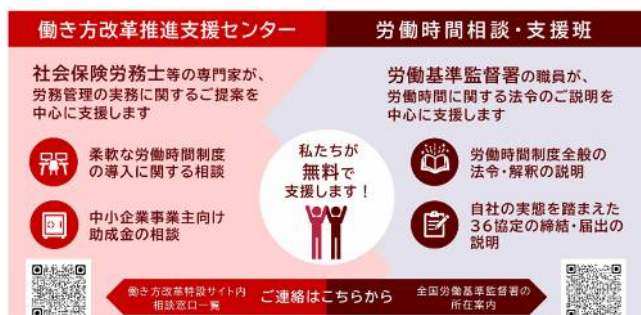
時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導が見直されました！

「日本成長戦略(令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(同日閣議決定)に示された方針を踏まえ、「36 協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用について、よろず支援拠点等との連携を強化しつつ、「働き方改革推進支援センター」や労働基準監督署による相談支援の充実を速やかに実施する」、「労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとった指導が行われるよう速やかに見直す。」などとされたことを踏まえ、本年 9 月 1 日より、全国の働き方改革推進支援センター及び労働基準監督署において以下の取組が行われることとされました。

◆全国の働き方改革推進支援センター及び労働基準監督署における取組の内容

1. 36 協定の締結等に関する相談・支援の充実

全国の働き方改革推進支援センターに、36 協定や特別条項の締結や柔軟な労働時間制度の活用を支援する「専門相談窓口」を設置。また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署(労働時間相談・支援班)とのチームにより、36 協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型の訪問支援を行う。さらに、よろず支援拠点や商工会議所等との連携を強化し、労務相談のみならず、経営課題の相談にも対応できるような体制を構築。



※労務管理の「困った！」を解決 私たちが重点的にサポートします(リーフレット)より

2. 労働基準監督署における対応の見直し

時間外・休日労働時間数のみに着目して1か月 45 時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、各事業場が 36 協定で定める健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行う。なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行う。

☆厚生労働大臣は、「今回の見直しについて、時間外労働の上限規制そのものを変更するものではなく、これまで以上に事業場の実態や健康福祉確保措置の状況を踏まえた監督指導を行うためのものです」などとコメントしています。

【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75454.html

「令和 8 年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁)されました！

国税庁から、「令和 8 年分 年末調整のしかた」が公表されました。併せて、「令和 8 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」も公表されています。

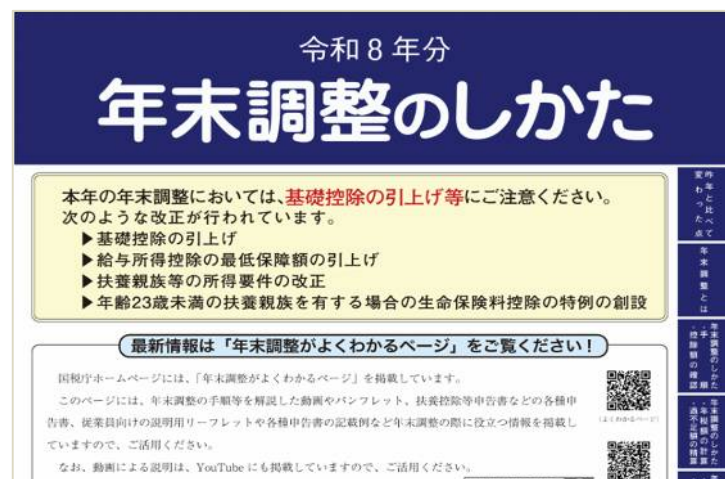
変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和 8 年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

◆令和 8 年分 年末調整のしかた」のトップページ

トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、扶養親族等の所得要件の改正があります！

昨年分に続き、本年分においても改正が行われます。

また、**年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設にも注意が必要**です。



【国税庁】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/nencho_all.pdf

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2026/PDF/all.pdf>

編 集 後 記

30 日以上連続で前が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

雨が降らないと困りますが、ここまで雨が降り続けるのも、少々しんどいですね。雨の湿気に加えて、洗濯物も部屋干しで湿気の多い中での生活となってしまっておりませんか。1 日も早く秋晴れになり、紅葉が楽しめたら…いいですね。

さて、2026 年残り 3 か月となり、やらなければならないことも多い日々が続きますが、焦らずに着実に前に進んでまいりたいと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。